

## 【 F A Q（よくあるお問合せ） 】

- （１） F A Q（よくあるお問合せ） N P O法人設立編 ..... F A Q - 1
- （２） F A Q（よくあるお問合せ） N P O法人運営編 ..... F A Q - 7
- （３） F A Q（よくあるお問合せ） 認定 N P O法人編 ..... F A Q - 17

## も く じ

### 【 設立編 】

- Q1 NPO法人（特定非営利活動法人）を設立したいのですが。
- Q2 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請は、郵送でもできますか。
- Q3 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請書の収受証明書の発行はできますか。
- Q4 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請に手数料（収入印紙等）は必要ですか。
- Q5 NPO法人（特定非営利活動法人）設立を申請してから認証されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。
- Q6 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請中に、NPO法人（特定非営利活動法人）と名乗ることはできますか。
- Q7 NPO法人（特定非営利活動法人）を設立するためには、資金や財産は必要ですか。
- Q8 NPO法人（特定非営利活動法人）の名称に制約はありませんか。
- Q9 自宅や会社をNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所にできますか。
- Q10 NPO法人（特定非営利活動法人）の特定非営利活動の種類が複数にわたっても問題ないですか。
- Q11 特定非営利活動事業とその他の事業の違いは何ですか。
- Q12 NPO法人（特定非営利活動法人）が非営利法人である以上、収入を得る事業を行ったり、利益を得ると問題になるのでしょうか。
- Q13 NPO法人（特定非営利活動法人）の社員とはどういう立場の人ですか。
- Q14 NPO法人（特定非営利活動法人）の会員に対して、入会金や会費は必ず徴収する必要がありますか。また金額に制限はありますか。
- Q15 NPO法人（特定非営利活動法人）の入会金及び会費は、出資金にあたるのですか。
- Q16 役員（理事及び監事）がNPO法人（特定非営利活動法人）の社員になることは可能ですか。また法人・団体が、社員になることは可能ですか。
- Q17 公務員・外国人・未成年者は、NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員になることができますか。
- Q18 親族だけでNPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員を構成することは可能ですか。
- Q19 NPO法人（特定非営利活動法人）で役員に支払う報酬と事務局職員に支払う給料は違うのですか。また、支払う金額に制限はありますか。
- Q20 将来、NPO法人（特定非営利活動法人）を株式会社や社団法人などに組織変更することはできますか？
- Q21 NPO法人（特定非営利活動法人）の設立認証等の事務を行う市町村があると聞いたのですが。
- Q22 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。
- Q23 政令指定都市である大阪市の区域内にのみ事務所を置いており、府内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。
- Q24 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。
- Q25 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。
- Q26 設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- Q27 どのような事項を登記するのですか。
- Q28 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。
- Q29 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- Q30 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のこと

ですか。

Q31 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

Q32 NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

Q33 どのような活動が 20 の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

## 【 運営編 】

Q1 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書・事業報告書等各種届出は、郵送でもできますか。

Q2 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書や各種届出書の收受証明書の発行はできますか。

Q3 定款変更認証申請をした場合、認証までどのくらいの期間がかかりますか。

Q4 NPO法人（特定非営利活動法人）の届出書等に使う印鑑は法人として登記しているものか個人印かどちらを使えば良いですか。

Q5 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更で、法務局にも登記の変更手続きが必要なものを教えてください。

Q6 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

Q7 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

Q8 事業報告書等を期限内に提出することができません。どうすればよいですか。

Q9 「登記事項証明書」はどのようなときに提出する必要がありますか。

Q10 NPO法人（特定非営利活動法人）で、役員が再任の場合、理事から監事になった場合及び理事長を変更した場合は、役員変更等届出書の提出は必要でしょうか。

Q11 NPO法人（特定非営利活動法人）の役員を変更した場合の届出は、河内長野市と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

Q12 NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や入会金・会費が変更になった場合、定款の附則の変更をする必要はありますか。

Q13 NPO法人（特定非営利活動法人）で役員が新たに就任した場合、役員変更等届出書の添付書類「役員の住所又は居所を称する書面」は、何を提出すれば良いですか。

Q14 NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所の所在地を変更した場合の届出は、河内長野市と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

Q15 NPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所の住所表示が変更になった場合、定款変更届出書を提出する必要はありますか。

Q16 他府県へNPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

Q17 今度、府外でもNPO法人（特定非営利活動法人）活動を展開するのですが、所轄庁変更の手続きは必要ですか。

Q18 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款の誤字・脱字の修正であっても定款変更認証申請が必要ですか。

Q19 他府県から大阪府へNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

Q20 現在、NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を2つ以上の都道府県に設置しており、大阪府以外の他都道府県の事務所を閉鎖するのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

Q21 NPO 法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証等の事務を行う市町村があると聞いたのですが。

- Q22 社員がかなりの人数（1,000 人以上）いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年 1 回の総会の開催を省略することはできないのですか。
- Q23 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。
- Q24 その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。
- Q25 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。
- Q26 定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。
- Q27 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。
- Q28 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。
- Q29 定款等については、すべての事務所に備え置く必要はないのですか。
- Q30 NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。
- Q31 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。
- Q32 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。
- Q33 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。
- Q34 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。
- Q35 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。
- Q36 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- Q37 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。
- Q38 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。
- Q39 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。
- Q40 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- Q41 「代表権を有する者」とは、理事全員のことで、それとも、理事長等理事の代表者のことですか。
- Q42 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。
- Q43 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。
- Q44 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、複数の方法を定めることはできますか。
- Q45 電子公告の方法として、LINE を使用する方法は含まれますか。
- Q46 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればよいのですか。

#### 【 認定NPO 法人編 】

- Q1 認定NPO 法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- Q2 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- Q3 認定申請の審査には、どれくらいかかりますか。

- Q4 認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- Q5 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- Q6 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- Q7 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。
- Q8 パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- Q9 認定NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてよろしいのでしょうか。
- Q10 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてもよろしいのでしょうか。
- Q11 NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
- Q12 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。
- Q13 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テスト（PST）の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。
- Q14 パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。
- Q15 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- Q16 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- Q17 パブリック・サポート・テスト（PST）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。
- Q18 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。
- Q19 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。
- Q20 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。
- Q21 近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
- Q22 条例による個別指定とはどのようなものですか。
- Q23 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすこととなりますか。
- Q24 条例による個別指定はいつの時点で受けていればよいのですか。
- Q25 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- Q26 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいい

ますか。

Q27 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

Q28 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

Q29 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

Q30 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

Q31 役員が認定等の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

Q32 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

Q33 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。

Q34 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

Q35 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

Q36 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

Q37 どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

Q38 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

Q39 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

Q40 認定等の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

Q41 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

## FAQ（よくあるお問合せ） NPO法人設立編

### Q1

NPO法人（特定非営利活動法人）を設立したいのですが。

河内長野市では申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。設立総会を開く前に、できれば、定款、設立趣旨書、2ヶ年分の事業計画書及び活動予算書を作成の上、アポイントをとってくださるようお願いいたします。（P2 参照）

### Q2

NPO 法人（特定非営利活動法人）設立申請は、郵送でもできますか。

郵送でもできます。次のあて先まで郵送してください。

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市 自治安全部 自治協働課

なお、河内長野市では申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。

事前相談をご利用される場合は、設立総会を開く前に、できれば、定款、設立趣旨書、2ヶ年分の事業計画書及び活動予算書を作成の上、アポイントをとってくださるようお願いいたします。（P2 参照）

### Q3

NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請書の収受証明書の発行はできますか。

収受証明書は発行していませんが、申請書や届出書の控えが必要な場合は、コピーを持参いただくと、窓口で申請書のコピーに受付印を押してお渡しします。

郵送で書類を提出される場合は、返信用封筒（切手を貼付し、あて先を記載したもの）、コピーを入れていただきましたら、受付印を押して返送いたします。

なお、上記の受付印は、書類をお預かりした際に押印するものです。必ずしも受理日ではないのでご注意ください。提出して頂いた書類の形式審査等を行った後、河内長野市で書類を受理（この日から2週間、市民の縦覧に供します。）します。

### Q4

NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請に手数料（収入印紙等）は必要ですか。

手数料（収入印紙）は必要ありません。

### Q5

NPO法人（特定非営利活動法人）設立を申請してから認証されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。

原則として申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。（P18参照）

### Q6

NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請中に、NPO法人（特定非営利活動法人）と名乗ることはできますか。

できません。NPO法（特定非営利活動促進法）では、NPO法人（特定非営利活動法人）でない者がNP O法人（特定非営利活動法人）を名乗った場合、10万円以下の過料の対象となります。（P11参照）

### Q7

NPO法人（特定非営利活動法人）を設立するためには、資金や財産は必要ですか。

設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは、NPO法人（特定非営利活動法人）の設立要件ではありませんので必要ありません。（P4参照）

#### Q8

NPO法人（特定非営利活動法人）の名称に制約はありませんか。

他の法律で使用が禁止されている名称（社会福祉法人〇〇、学校法人〇〇等）や公序良俗に反する名称は使用できません。なお、既存のNPO法人と同じ名称をもつことに法令上の制限はありませんが、市民の誤解を招きやすいことからできるだけ避けるべきでしょう。また、NPO法人の名称として登記できない符号があります。詳細については、管轄の法務局（登記所）で確認してください。（P52参照）

#### Q9

自宅や会社をNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所にできますか。

自宅（個人の住宅）であっても、そのNPO法人（特定非営利活動法人）の事業活動の中心となる場所で、一般的に、NPO法人の代表者（責任者）が所在して、その場所で継続的に業務が行われるのであれば、事務所とすることは可能です。

個人の住宅を主たる事務所にする場合は、そこに事業報告書等を備え置き、社員（NPO法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む）のこと）や利害関係人（NPO法人と取引等の契約関係がある者など）からの閲覧請求に対応することが可能であることが必要です。

また、所轄庁や利害関係者などが連絡を取れること（郵便が届くことや電話がつながることなど）も、当然必要となります。（P1、P9参照）

#### Q10

NPO法人（特定非営利活動法人）の特定非営利活動の種類が複数にわたっても問題ないですか。

問題はありません。ただし、定款に定める「目的」と「特定非営利活動に係る事業（法人の目的を達成するために行う事業）」の間で整合がとれている必要があります。活動の種類が多いから良いとか、1つしかないから悪いというものではなく、自分たちのミッションが何か、そのミッションを実現するための活動（事業）がどの活動の種類に該当するのか、という視点で選んでください。（P4参照）

#### Q11

特定非営利活動事業とその他の事業の違いは何ですか。

「特定非営利活動に係る事業」とは、NPO法人の目的を達成するために行う活動です。「その他の事業」とは、それ以外の本来の目的と直接の関係がない事業、例えば、運営財源の確保を目的とした事業や会員の相互扶助事業など、のことをいいます（平成15年の改正NPO法（特定非営利活動促進法）施行前は、「その他の事業」は「収益事業」と呼ばれていました。）。利益を得る事業であっても、法人の目的を達成するために行うものであれば、「特定非営利活動に係る事業」となります。

また「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区別に関わらず、物を仕入れて販売するような特定の34業種については法人税法上「収益事業」とみなされて課税される場合があります。詳細については、国税庁（税務署）で確認ください。（P5、P12参照）

#### Q12

NPO法人（特定非営利活動法人）が非営利法人である以上、収入を得る事業を行ったり、利益を得ると問題になるのでしょうか。

NPO法（特定非営利活動促進法）でいう「非営利」とは、「活動により得た利益を構成員（役員や社員）に分配することができない（内部分配の禁止）」という意味であり、収入を得る事業を行うことや、活動によって利益が出ること自体は問題ではありません。

ただし、活動により得た利益を構成員（役員や社員）に分配することはできないことから、それらは次年度の活動のために繰り越すこととなります。また「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区別に関わらず、物を仕入れて販売するような特定の34業種については法人税法上「収益事業」とみなされて課税される場合がありますので、ご注意ください。なお、NPO法人（特定非営利活動法人）を解散する際の残余財産の帰属先は、NPO法に定める法人（国、地方公共団体又は定款で定めるNPO法人等）に限定さ

れています。（P10 参照）

#### Q13

NPO法人（特定非営利活動法人）の社員とはどういう立場の人ですか。

NPO法（特定非営利活動促進法）上の社員とは、NPO法人（特定非営利活動法人）の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む）のことをいいます。一般的には、正会員と呼んでいるNPO法人が多いようです。

なお、よく社員と会員を混同される方がいらっしゃいますが、会員イコール社員ではありません。

会員には大きく言えば3つの種別があります。

1つは、一般的には「正会員」と呼ばれる、NPO法に定める「社員（NPO法人の構成員）」であり、もう1つはNPO法人が定める「社員以外の会員」、一般的には「賛助会員」と呼ばれるNPO法人のサポーターです。

最後に、NPO法人によっては「社員以外の会員」として、サービスを円滑に提供するために、サービスの利用者を会員として定めているところもあります。（P5参照）

#### Q14

NPO法人（特定非営利活動法人）の会員に対して、入会金や会費は必ず徴収する必要がありますか。また金額に制限はありますか。

会員に対する入会金や会費は、必ず徴収しなければならないというものではありませんが、徴収する場合には、NPO法人（特定非営利活動法人）の運営という観点から、重要な収入源のひとつとしてその金額を決定することとなります。なお、徴収する会費が高額な場合（所轄庁が社会通念にしたがって個別に判断）は、会員の種別によってその額に制限がありますので、ご注意ください。（P5参照）

| 会員種別の例   |                                                                  | 注意点                                                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 正会員      | NPO法（特定非営利活動促進法）に定めるNPO法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む。）のこと。 | 正会員（社員）の入退会に不当な条件をつけることはできません。したがって、入会金や会費が高額であり、このことが正会員（社員）の加入の自由に対する不当な制限とみなされる場合は、認証されません。 |
| 賛助会員     | NPO法に定める社員以外の会員であり、法人のサポーターのこと。                                  | NPO法人のサポーターですので、入会金や会費の金額に制限はありません。                                                            |
| サービス利用会員 | サービスを円滑に提供するために、利用者を会員としている例がある。                                 | NPO法人は、不特定多数のものの利益を図ることを目的としている法人であることから、サービス利用会員の入会金や会費が高額であり、サービスの提供相手が限定されてしまう場合は、認証されません。  |

#### Q15

NPO法人（特定非営利活動法人）の入会金及び会費は、出資金にあたるのですか。

入会金及び会費は、出資金ではありません。寄附金的な性格を有するお金と考えられています。また、NPO法人が会員等から出資金を集めることは、利益の分配を予定する等として認められません。（P5参照）

#### Q16

役員（理事及び監事）がNPO法人（特定非営利活動法人）の社員になることは可能ですか。

また法人・団体が、社員になることは可能ですか。

いずれも問題はありません。

なお、理事は社員のほか、職員を兼ねることができます。ただし、監事は社員を兼ねられますが、職員を兼ねることはできません。また、理事と監事は兼ねることができません。（P6、P7参照）

#### Q17

公務員・外国人・未成年者は、NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員になることができますか。

・公務員については、NPO法（特定非営利活動促進法）上の制限はありませんが、地方公務員法などに関

連する規定がありますので、勤務先の担当者にご確認ください。

- ・外国人や未成年でも役員や社員になることは可能ですが、住所や居住を証する書面等、必要な書類を提出する必要があります。
- ・特に、未成年者など法律行為能力が制限されている者については、法定代理人の同意等が必要です。

#### Q18

親族だけでNPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員を構成することは可能ですか。

NPO法人（特定非営利活動法人）の私物化を避ける為に、親族が役員に就任することに関する制限規定があります。具体的には、次のとおりです。

- ・役員総数が6人以上の場合は、役員1人について、その親族（配偶者及び三親等以内の親族）の1人までは役員になることができます。
- ・役員総数が5人以下の場合は、1人も親族（配偶者及び三親等以内の親族）は役員になることはできません。

なお、社員についての制限はありません。（P6、P7 参照）

#### Q19

NPO法人（特定非営利活動法人）で役員に支払う報酬と事務局職員に支払う給料は違うのですか。また、支払う金額に制限はありますか。

報酬とは、役員としての活動に対して支払われるお金のことです。もっぱらその人の地位に着目して支払われるものといえるでしょう。

例えば、月に1度の理事会に出席し、その対価として報酬を受ける場合などです。

給料とは、事務局職員としての労働の対価のことです。役員であっても、職員として給与を得ている場合は当該給与は役員報酬には該当しません。また、会議に出席するための交通費などは、費用の弁償であり、こちらも役員報酬には当たりません。

職員の給料は、正当な労働の対価として支払われますが、あまりにも非常識な高給を支払えば、利益の分配と見られる可能性があります。このことは、役員の報酬についても言えることです。（P7 参照）

#### Q20

将来、NPO法人（特定非営利活動法人）を株式会社や社団法人などに組織変更することはできますか？

NPO法人（特定非営利活動法人）から株式会社や一般社団法人・一般財団法人などに組織変更することはできません。また、株式会社、一般社団法人・一般財団法人、社会福祉法人などとの合併も認められていません。合併ができるのは、NPO法人同士に限られています。（P10 参照）

#### Q21

NPO法人（特定非営利活動法人）の設立認証等の事務を行う市町村があると聞いたのですが。

大阪府では、大阪版地方分権推進制度に基づき、市町村への権限移譲を進めています。大阪府から事務処理の権限を移譲した市町村のみに事務所を設置する団体は、各市町村長に設立認証の申請等を行うこととなります。事務処理の権限を移譲した市町村については1～3ページを参照してください。

ただし、認定等に関する事務は、大阪府が行っています。（政令指定都市である大阪市又は堺市内にのみ事務所を設置している法人の場合は、それぞれ大阪市又は堺市が実施。）

#### Q22

社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになりますが、例えば△△丁目の住民以外の者が社員として加入することを一切拒否するのであれば、不当

な条件とならざるを得ないでしょう。

なお、社員の資格の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

#### Q23

政令指定都市である大阪市の区域内にのみ事務所を置いており、府内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

法第9条の規定により、所轄庁は一つの政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該政令指定都市の長となりますので、この場合は大阪市となります。なお、NPO法人の活動の場所は所轄庁の決定の要件とはなりません。

#### Q24

海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

法第9条の規定により、所轄庁は一つの政令指定都市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該政令指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事となります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

#### Q25

申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

法第10条第4項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。軽微な不備とは、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字など、内容の同一性に影響を与えない範囲のものをさします。

#### Q26

設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

組合等登記令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁（事務処理権限を移譲されている市町村を含む。）により設立の認証を取り消されることがあります。

#### Q27

どのような事項を登記するのですか。

登記する事項は次のとおりです（組登令2②）。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

#### Q28

登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

登記申請書の具体的な記載事項は、次の7項目です（組登令第25条において準用する商業登記法第17条）。

- ① 申請人の氏名及び住所

- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項（別紙として添付することも可能）
- ⑤ 所轄庁の許可（認証）書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示（〇〇法務局等）

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が2枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条において準用する商業登記規則第35条）。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款（組登令第16条第2項）
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面（組登令第16条第2項）

具体的には、理事が各自法人を代表する場合においては、定款と各理事の就任承諾書が該当します。

- ③ 設立許可（認証）書又はその謄本（組登令第25条において準用する商業登記法第19条）

設立許可（認証）書の謄本とは、具体的には、設立許可（認証）書の写しに、認証した所轄庁が原本と相違ない旨を認証したものが該当します。

なお、申請書に添付した書類については、登記所に対し、原本還付を請求することが可能です（各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第49条）。

※このほか、登記の申請書に押印すべき者（設立時の法人の代表者、一般的には理事長）は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません（各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第35条の2）。

※申請書及び印鑑届書の記載例や記載方法については、法務局のHP

（[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)）に掲載されています。その他登記手続に御不明な点があれば、法人の主たる事務所を管轄する登記所の窓口にお問い合わせください（窓口での相談には、事前の予約が必要です。）。

## Q29

代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

## Q30

「代表権を有する者」とは、理事全員のことでですか。それとも、理事長等理事の代表者のことでですか。

NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

### Q31

設立の登記の後に行うべきことはありますか。

設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これだけで設立の手続きは終わりではありません。まず、登記をしたことを証する登記事項証明書（原本及びコピー）及び設立当初の財産目録等を添えて、大阪府知事に届け出る必要があります。

### Q32

NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

NPO 法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることになります（法 28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

### Q33

どのような活動が 20 の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

法律の別表には、20 の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20 の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの 20 の活動の一つ一つの意味（定義）は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が 20 の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に準いながら幅広く判断することとなります。

## FAQ（よくあるお問合せ）NPO法人運営編

### Q1

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書・事業報告書等各種届出は、郵送でもできますか。

原則として郵送で受け付けることとしています。次のあて先まで郵送してください。

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市 自治安全部 自治協働課

ただし特に定款変更に関しては、申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。定款変更の決議を行う総会を開く前に、アポイントをとってくださるようお願いいたします。（P2参照）

---

## Q2

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書や各種届出書の収受証明書の発行はできますか。

収受証明書は発行していませんが、申請書や届出書の控えが必要な場合は、コピーを持参いただくと、窓口で申請書のコピーに受付印を押してお渡しします。

郵送で書類を提出される場合は、返信用封筒（切手を貼付し、あて先を記載したもの）、コピーを入れていただきますたら、受付印を押して返送いたします。

なお、上記の受付印は、書類をお預かりした際に押印するものです。必ずしも受理日ではないのでご注意ください。提出して頂いた書類の形式審査等を行なった後、河内長野市で書類を受理（この日から2週間、府民の縦覧に供します。）します。

## Q3

定款変更認証申請をした場合、認証までどのくらいの期間がかかりますか。

原則として申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。（P92 参照）

## Q4

NPO法人（特定非営利活動法人）の届出書等に使う印鑑は法人として登記しているものか個人印かどちらを使えば良いですか。

法人として登記をしている印鑑を使ってください。

## Q5

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更で、法務局にも登記の変更手続きが必要なものを教えてください。

「名称」、「事務所」、「目的」、「活動の種類」、「事業の種類」に変更があった場合は、法務局にも登記の変更手続きが必要です。また、「解散の事由を定めたとき」に、その事由に変更があった場合も同様です。

なお、上記以外に「代表権を有する者の氏名及び住所」及び「代表権の範囲又は制限に関する定め」についても登記事項とされています。「代表権を有する者の氏名及び住所」については、同じ人が引き続き代表権を有する理事に再任した場合であっても変更があったものと取り扱われ、変更の登記はもちろん河内長野市への届出も必要なことから、少なくとも2年に1度は登記の変更と河内長野市への届出を行うことが必要です。（P48、P86、P93 ほか参照）

## Q6

代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

---

Q7

「代表権を有する者」とは、理事全員のことでですか。それとも、理事長等理事の代表者のことでですか。

NPO 法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第 2 条第 2 項第 4 号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第 17 条の 3 の「仮理事」、法第 31 条の 5 の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条の「その職務を代行する者」も含まれます。また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

Q8

事業報告書等を期限内に提出することができません。どうすればよいですか。

大阪府の条例で毎事業年度開始後 3 ヶ月以内と定められていますので、期限内に提出してください。  
（P56～参照）

Q9

「登記事項証明書」はどのようなときに提出する必要がありますか。

登記事項証明書については、定款の変更に伴い、登記事項に変更のあった場合、遅滞なく原本及びコピーを提出してください。登記に変更があっても、定款に変更がなければ、この書類の提出は不要です。例えば、役員の変更は、登記の変更が必要ですが、定款は変更されないため、こちらの書類の提出は不要です。ただし、河内長野市への役員変更等届出書の提出が必要です。（P53、P111 参照）

Q10

NPO 法人（特定非営利活動法人）で、役員が再任の場合、理事から監事になった場合及び理事長を変更した場合は、役員変更等届出書の提出は必要でしょうか。

役員等の新任（欠員補充、増員）、再任（継続の場合も再任にあたります）、任期満了、死亡、辞任、解任、住所変更、改姓及び改名があった場合、また、理事から監事に変更（逆の場合も同じ）となった場合は、河内長野市長あてに「役員変更等届出書」及び「変更後の役員名簿」（2 部）を提出しなければなりません（新任（理事から監事（逆の場合も同じ）を含む。）の場合は、就任承諾書及び住民票等の提出も必要）。ただし、理事の身分は有したままでその職責が代わった場合（役員のなかで理事長と副理事長が交替したケースなど）は、「役員変更等届出書」の提出は不要です。また、代表権を有する理事については、同時に法務局へ登記の変更手続も必要となります。（P85 参照）

Q11

NPO 法人（特定非営利活動法人）の役員を変更した場合の届出は、河内長野市と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

どちらが先でもかまいませんが、役員の変更を行った後、遅滞なく河内長野市長と法務局に届出てください。  
（P85 参照）

## Q12

NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や入会金・会費が変更になった場合、定款の附則の変更をする必要はありますか。

定款には「本則（いわゆる定款本文）」と「附則」があり、「附則」には「本則」を補足するため、設立当初の措置が定められます。したがって、役員の氏名や入会金・会費の額が附則にだけ定められている場合、附則の変更は不要です。逆に、会費の額等が本則に定められている場合は、定款変更が必要となり、河内長野市長の認証を受ける必要があります。

## Q13

NPO法人（特定非営利活動法人）で役員が新たに就任した場合、役員変更等届出書の添付書類「役員の住所又は居所を称する書面」は、何を提出すれば良いですか。

住民票（本籍地や世帯主、続柄の記載は不要です。）及び「変更後の役員名簿」を提出してください。いずれも発行日から6か月以内のものがが必要です。

また、家族全員の記載があるものでも、本人の了承があれば提出していただけます。ただし、本籍地及びマイナンバー（個人番号）の記載は不要です。

なお、印鑑証明や、電子申請による住民票記載事項証明書は書類として認められませんので、必ず住民票を提出してください。（P89 参照）

## Q14

NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所の所在地を変更した場合の届出は、河内長野市と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

どちらが先でもかまいませんが、定款に定める手続きに従って、定款の変更を行った後、遅滞なく河内長野市長と法務局に届出てください。また、定款の本則に（第2条に記載されている場合がほとんどです）事務所の所在地を市区町村名までしか記載していない法人は、定款を変更するわけではありませんので、登記は必要ですが、河内長野市長への届出は不要です。ただし、河内長野市から連絡をすることもありますので、河内長野市まで変更後の所在地と電話番号をお知らせくださるようお願いします。（P107、下記Q15、Q16 参照）

## Q15

NPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所の住所表示が変更になった場合、定款変更届出書を提出する必要はありますか。

住所表示が変更になった場合でも、定款変更届出書を提出する必要があります。

## Q16

他府県へNPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

所轄庁は当該移転する都道府県の知事又は政令指定市に変更になります。移転を希望する都道府県又は政令指定市に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を窓口となる河内長野市長へ提出してください。なお、2つ以上の都道府県に事務所を設置している法人については、主たる事務所がある都道府県の知事が所轄庁となります。（P90、P91、P107 参照）

なお、大阪府内における事務所の変更があった場合も、大阪市又は堺市のみに事務所を有する場合などは、所轄庁の変更となり、定款変更認証が必要となります。

#### Q17

今度、府外でもNPO法人（特定非営利活動法人）活動を展開するのですが、所轄庁変更の手続きは必要ですか。

活動場所を府外にも展開するだけであれば、特段の手続きは必要ありません。ただし、活動場所の拡大に伴って事務所を大阪府外にも新設する場合、所轄庁は主たる事務所がある都道府県の知事となり、主たる事務所がある都道府県の知事に対する定款変更認証の申請が必要です。必要な書類について主たる事務所がある都道府県の知事へお問合せのうえ、窓口となる河内長野市を経由して大阪府へ提出してください。（P90、P91 参照）

#### Q18

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款の誤字・脱字の修正であっても定款変更認証申請が必要ですか。

誤字・脱字であっても目的や名称などの定款変更の認証が必要な事項を変更する場合は、定款変更認証の申請が必要です。（P90、P91、P107 参照）

#### Q19

他府県から大阪府へNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

所轄庁は大阪府知事（事務処理の権限を移譲した市町村のみに事務所を設置する場合の所管は当該市町村長となります）に変更となります。ただし、政令指定市である大阪市又は堺市のみに事務所を設置する場合は大阪市又は堺市が法上の所轄庁となります。大阪府（事務処理の権限を移譲した市町村のみに事務所を設置する場合は当該市町村）に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を移転前の都道府県へ提出してください。なお、2つ以上の都道府県に事務所を設置している団体については、主たる事務所がある都道府県の知事が所轄庁となります。（P90、P91、P107 参照）

#### Q20

現在、NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を2つ以上の都道府県に設置しており、大阪府以外の他都道府県の事務所を閉鎖するのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

変更後の所轄庁は大阪府又は大阪市、堺市（事務処理の権限を移譲した市町村のみに事務所を設置する場合の所管は当該市町村長となります。）に変更となります。大阪府又は大阪市、堺市（事務処理の権限を移譲した市町村の所管法人は当該市町村）に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を現在の所轄庁に提出してください。（P90、P91、P107 参照）

#### Q21

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証等の事務を行う市町村があると聞いたのですが。

大阪府では、大阪版地方分権推進制度に基づき、市町村への権限移譲を進めています。大阪府から事務処理の権限を移譲した市町村では、当該市町村のみに事務所を設置する団体は、各市町村長に定款変更認証の申請等を行うことになります。事務処理の権限を移譲した市町村については1～3ページを参照してください。

## Q22

社員がかなりの人数（1,000人以上）いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

## Q23

「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

法第5条第1項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2事業年度継続して多額の赤字が生じるようなことのないように、ご留意願います。

## Q24

その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れられなくなります。

## Q25

事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うにあたり実務上必要な書類であることから、作成いただくべきものであると考えます。

## Q26

定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければならないませんが、次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出るだけでよく、所轄庁の認証は必要ありません（法25③）。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更（P90、P91、P107参照）
- ② 役員の定数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、登記の変更をしなければなりませんので、注意が必要です。

## Q27

役員を変更する場合、どのような手続が必要ですか。

役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の「変更」としては、次のような場合が考えられます。

- ① 再任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任
- ⑥ 氏名、住所又は居所の変更（「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません。）

⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO 法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書と住所又は居所を証する書面として大阪府条例で定める書面（法 10①二ロ）を添付することが必要です（法 23）。

なお、代表権を有する理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなくてはなりません（組等令 3）。

## Q28

事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています（法 14）。

## Q29

定款等については、すべての事務所に備え置く必要はないのですか。

定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第 28 条第 2 項の規定により、すべての事務所に備え置くことが義務付けられています。

## Q30

NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

NPO 法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を社員又は利害関係人に対して閲覧させることになります（法 28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

### Q31

法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

法第 28 条第 3 項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として有効なもの、すなわち最新のものを閲覧させることとなります。

### Q32

閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

法第 28 条第 1 項、第 2 項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置さが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第 28 条第 3 項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生します。

### Q33

法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

NPO 法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO 法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿（法 30）ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能になります。

なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

### Q34

合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑤ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ⑦ 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等（法第 2 条第 2 項第 2 号）及び暴力団の統制下でないこと等（法第 12 条第 1 項第 3 号）に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併当初の財産目録
- ⑪ 合併の初年（度）及び翌年（度）の事業計画書
- ⑫ 合併の初年（度）及び翌年（度）の活動予算書

### Q35

法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるのですか。

財産目録は、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅するNPO法人（合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人）が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

一方、合併の申請時に提出する財産目録は、合併後の法人の合併当初の財産目録ですので、法第35条により作成される財産目録とは、別のものです。

### Q36

合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

組合等登記令第8条の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に主たる事務所の所在地において、以下の登記を行うこととなります。①合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地で解散の登記②合併後存続する法人については、主たる事務所の所在地で変更の登記③合併により設立する法人については、主たる事務所の所在地で設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から設立の認証を取り消される場合があります。

### Q37

合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、インターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法（官報または日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができます（会社法第939③）。

### Q38

団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます（法16）。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

### Q39

定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

#### Q40

代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

#### Q41

「代表権を有する者」とは、理事全員のことでしか。それとも、理事長等理事の代表者のことでしか。

NPO 法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

#### Q42

特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

#### Q43

貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

定款を見た府民や利害関係者にとって当該 NPO 法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。具体的には、①官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「大阪府において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載してください。③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載」など具体的に記載してください。他方、URL まで定款に記載する必要はありません。④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」など具体的に記載してください。

#### Q44

貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、複数の方法を定めることはできますか。

公告方法を「A及びBによる方法とする」と複数の方法を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているか判断できないためです。

#### Q45

電子公告の方法として、LINE を使用する方法は含まれますか。

SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

#### Q46

貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

法第28条の2第1項第4号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。例えば、法人の主たる事務所の掲示場や入口付近に掲示することがふさわしいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセスの容易性などを踏まえて判断されるものです。

### FAQ（よくあるお問合せ） 認定NPO法人編

#### Q1

認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法41の18の2①）。

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法41の18の2②）

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定 NPO 法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限度額」といいます。）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は対象となりません。）に対し、その認定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70①⑩）。

ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法 70②⑩）。

④ 認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は対象となりません。）の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに（みなし寄附金）、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までとなります（法人法 37⑤、法令 73①、法規 22 の 5、措法 66 の 11 の 2①）。

## Q2

認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の手续が円滑に進められるよう、大阪府では申請前の事前相談を行っていますので、大阪府（大阪市又は堺市のみに主たる事務所がある場合は大阪市、堺市）にご相談ください。

事前相談は任意の手続ですが、認定基準等について理解をしていただくため、この事前相談を行うことにより、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、大阪府における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、予約制としておりますので、相談を希望される方は、大阪府（大阪市又は堺市のみに主たる事務所がある場合は大阪市、堺市）に事前に電話で相談の日時等をご予約ください。また、認定等に係る事務については、河内長野市には権限移譲を行っておりませんのでご注意ください。

## Q3

認定申請の審査には、どれくらいかかりますか。

大阪府では、行政手続法第 6 条の規定に基づく標準処理期間を「申請を受理した日を起算日として 6 ヶ月以内」と定めています。

ただし、以下の期間については 6 ヶ月に含まれません。

- (1) 申請書類の欠陥補正等のため、所要の補正若しくは書類の追加提出を依頼した場合又は認定審査に必要な追加資料を要求した場合は、当該依頼した日又は要求した日から補正若しくは追加提出がなされた日又は追加資料の提出がなされた日までの期間
- (2) その他本府の責めに帰さない事情により要した期間

## Q4

認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

NPO 法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行う場合があります。実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

| 確認させていただく書類の例 |                                                                      | (参 考)<br>確認する主な認定基準  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1             | NPO 法人の事業活動内容がわかる資料<br>(パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)            | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |                                                                      | 活動の対象に関する基準          |
|               |                                                                      | 事業活動に関する基準           |
|               |                                                                      | 不正行為等に関する基準          |
| 2             | NPO 法人の職員一覧、給与台帳                                                     | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |                                                                      | 事業活動に関する基準           |
|               |                                                                      | 不正行為等に関する基準          |
| 3             | 総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録<br>(会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |                                                                      | 活動の対象に関する基準          |
|               |                                                                      | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |                                                                      | 事業活動に関する基準           |
|               |                                                                      | 不正行為等に関する基準          |
| 4             | 申請書に記載された数字の計算根拠となる資料<br>(例)・事業費と管理費の区分基準<br>・役員の総数に占める一定のグループの人数割合  | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |                                                                      | 活動の対象に関する基準          |
|               |                                                                      | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |                                                                      | 事業活動に関する基準           |
| 5             | 事業費の内容がわかる資料<br>(事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)                 | 活動の対象に関する基準          |
|               |                                                                      | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |                                                                      | 事業活動に関する基準           |
| 6             | 寄附金・会費の内容がわかる資料<br>(現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)                           | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |                                                                      | 活動の対象に関する基準          |
|               |                                                                      | 事業活動に関する基準           |
| 7             | 絶対値基準(寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上)の算出方法がわかる資料              | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 8             | 助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等                                     | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 9             | 閲覧に関する細則(社内規則)                                                       | 情報公開に関する基準           |
| 10            | NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び NPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料    | 活動の対象に関する基準          |
|               |                                                                      | 事業活動に関する基準           |
|               |                                                                      | 不正行為等に関する基準          |

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

#### Q5

設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO 法人であることが基準の1つとなっています（法59①二）ので、特例認定を受けることはできません。

#### Q6

認定、特例認定の更新をすることはできますか。

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定 NPO 法人として活動を行おうとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます（法51②③⑤）。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します（更新はできません）ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、特例認定 NPO 法人が、認定 NPO 法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います（法61）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

#### Q7

特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。

パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額が、総収入金額となります。

【参考】 「前期繰越正味財産額」等の取扱い

パブリック・サポート・テスト（PST）の計算においては、活動計算書において、一般的に経常収益に含まれていない「固定資産売却益」、「経理区分振替額（その他の事業を実施している場合の事業間振替額）」、「前期繰越正味財産額」等については、総収入金額から控除することとなります。

#### Q8

パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費（注）。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われます。）については、その名称にかかわらず、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取

り扱って差し支えないこととしております。

（注） 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

#### Q9

認定NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてよろしいでしょうか。

認定NPO法人等が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が市場価額のある場合に限り受入時の時価で適正に評価し、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金の額として取り扱われます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該NPO法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、パブリック・サポート・テスト（PST）の相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定NPO法人等である場合には、当該認定NPO法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

（注） NPO法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

#### Q10

寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてもよろしいでしょうか。

パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、パブリック・サポート・テスト（PST）上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名（名称）以外分らない寄附金については、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上の寄附金として取り扱うことはできません（注）。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分らない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

（注） 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には、寄附金として取り扱うことができます。

#### Q11

NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

新たにNPO法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立されたNPO法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金（受入時の時価）として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

## Q12

国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どのようなものをいうのですか。

国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO 法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体（例えば社会福祉法人等）が、反対給付を求めないで NPO 法人に対して交付するもの（助成金等）については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになります。

（注） 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

## Q13

社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テスト（PST）の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります（法規5①ー）。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

## Q14

パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であることとされています。したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

※月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

## Q15

寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や 1,000 円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○□ 計 ○○○○円」、「少額寄附 ○□ 計 ○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

## Q16

寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります（法44②一）。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの三月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間（特例認定の場合は3年間）その事務所に備え置く必要があります（法54②、62）。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

## Q17

パブリック・サポート・テスト（PST）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行うNPO法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません。）をお願いいたします。

## Q18

絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

寄附をしたときの現況で判断することになります。したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

（注）寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

## Q19

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

（注）「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

（1）勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2)親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

#### Q20

絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

寄附金の額が3,000円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。したがって、例えば、3月決算（実績判定期間が平成28年3月期、平成29年3月期の2事業年度とします）の法人が、寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、平成28年3月期は合計8,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成29年3月期は合計2,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者Aさんからの寄附内訳》

| 事業年度     | 寄附年月     | 寄附金額   | 備 考                                  |
|----------|----------|--------|--------------------------------------|
| 平成28年3月期 | 平成27年5月  | 2,000円 | 合計8,000円 $\geq$ 3,000円<br>⇒1人としてカウント |
|          | 平成27年8月  | 2,000円 |                                      |
|          | 平成27年10月 | 2,000円 |                                      |
|          | 平成28年2月  | 2,000円 |                                      |

|          |         |        |                                  |
|----------|---------|--------|----------------------------------|
| 平成29年3月期 | 平成28年5月 | 2,000円 | 合計2,000円<3,000円<br>⇒1人としてカウントしない |
|----------|---------|--------|----------------------------------|

#### Q21

近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年3,000円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計3,000円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることとなります。

#### Q22

条例による個別指定とはどのようなものですか。

条例による個別指定とは、NPO法人の事務所がある地方公共団体において、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

#### Q23

条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすこととなりますか。

条例個別指定を受けたことによりパブリック・サポート・テスト（PST）を満たすこととなる NPO 法人は、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所（注）を有する NPO 法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他のパブリック・サポート・テスト（PST）（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。

（注） 定款において定められた事務所（主たる事務所か従たる事務所かは問いません。）をいいます。

#### Q24

条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている（注）必要があります。

（注） その条例が、地方自治法第 16 条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

#### Q25

運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

例えば、NPO 法人の役員が 8 名いるとして、その中に Y さんの夫である A さんと、Y さんのいとこの B さん、B さんの長男の C さんがいます。なお、Y さんは当該 NPO 法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、B さんと C さんは親族となります（一親等の血族）が、A さんは B さん及び C さんと親族関係はありません（四親等及び五親等の姻族となります。）。したがって、「配偶者及び三親等以内の親族」に該当する人数は 2 人となります。

（注）29 頁《三親等以内の親族図》をご参照ください。

#### Q26

運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

例えば、NPO 法人の役員が 10 人いるとして、その中に株式会社 X の役員である A さんと B さん及び A さんの長男である C さんがいます。

このような場合には、株式会社 X を「特定の法人」とみると、A さん及び B さんは株式会社 X の役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、C さんは A さんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は 3 人となります（法 45①三イ(2)）。

（注） 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

#### Q27

経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません（法 45①三八、法規 20）。

#### Q28

経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規 53）
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規 54、同別表二十）。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規 55）。
- ④ たな卸表を作成すること（法人規 56）。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規 57、同別表二十一）。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること（法人規 59）。
- (注) NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

#### Q29

将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます。）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます。）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

#### Q30

活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

#### Q31

役員が認定等の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

他の認定 NPO 法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該他の認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員に在る認定 NPO 法人等は、義務的取消しの対象となります（法 47-イ、67①一）。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

#### Q32

認定等の申請を行った NPO 法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁から NPO 法人に通知されるのですか。

所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行った NPO 法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています（法 49①、法 62）。

また、所轄庁は、認定等をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています（法 49②、62）。

- ① 当該認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定等の効力を失った場合には、所轄庁から NPO 法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています（法 57②、62）。

### Q33

国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第 47 条第 4 号）とはどのような状態をいうのですか。

法第 47 条第 4 号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求（参加差押えを含みます。）、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

### Q34

認定 NPO 法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

#### イ 所 得 税（所得控除又は税額控除）

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その特定寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）、②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2③）。税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 3）。

#### ロ 法 人 税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます。）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定 NPO 法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12⑨）。

#### ハ 相 続 税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は対象となりません。）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70⑤⑩、措規 23 の 5）。

#### 二 個人住民税

自治体（都道府県、市区町村）によっては、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。ただし、控除対象と

なるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書を申告書に添付することが必要です。個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

（注） 条例で個別に指定された認定 NPO 法人等以外の NPO 法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

#### Q35

事業年度終了後の報告のほかに、認定 NPO 法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（55②、62）。

#### Q36

認定 NPO 法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

認定 NPO 法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、措規上、「…認定特定非営利活動法人等の行う措法第 66 条 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定 NPO 法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定 NPO 法人等寄附金控除（税額控除）の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります（措規 22 の 12）。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

#### Q37

どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります（法 67①）。

イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき

ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき

ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき

ニ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。

イ 法第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき

ロ 法第 29 条の事業報告書等の提出、第 52 条第 4 項又は第 54 条第 5 項の閲覧の規定を遵守していないとき

ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

#### Q38

認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法 67②）。通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制

の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置することなく認定等を取り消されることがあります。

#### Q39

事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法67②）。なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

#### Q40

認定等の取消しを受けた NPO 法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます。なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません。

#### Q41

認定 NPO 法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

| 認定基準                            |                                                            | 合併前の判定方法                                                 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準） |                                                            | 各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）を一の法人とみなして判定します。 |
| 活動の対象に関する基準（二号基準）               |                                                            |                                                          |
| 運営組織及び経理に関する規準（三号基準）            |                                                            | 各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。  |
| 事業活動に関する基準（四号基準）                | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと            |                                                          |
|                                 | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと |                                                          |
|                                 | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること     |                                                          |
|                                 | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること            |                                                          |
| 情報公開に関する基準（五号基準）                | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること                                 | 各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。  |

|                                                                                                                                 |                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限りです。）のそれぞれについて判定します。 |
| 所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）                                                                                                          | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。                                                                         |
| 不正行為に関する基準（七号基準）                                                                                                                |                                                                                                |

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

|                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人（合併後存続したNPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|